

Title	報酬としての株式の無償交付の会計：譲渡制限付株式報酬を中心に
Sub Title	Accounting for restricted stock compensation plans
Author	名越, 洋子(Nakoshi, Yoko)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2024
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.67, No.5 (2024. 12) ,p.223- 235
JaLC DOI	
Abstract	本稿では，株式報酬のうち，株式の無償交付を取りあげる。株式報酬の会計では，ストック・オプションと株式の無償交付とを，持分決済型として同種のものとしてとらえており，両者の会計処理が整合的であるように規定されている。本稿では，ストック・オプションとの違いに注意しながら，報酬としての株式の無償交付について，譲渡制限の解除に注目しつつ，権利確定が明らかになる前に交付する事前交付型と，明らかになった後に交付する事後交付型とに分けたうえで，特に前者の事前交付型について，払込資本の増加のタイミングについて考察する。日本基準・米国基準・国際財務報告基準（IFRS）は，この点については共通しているが，資本制度の違いから，米国基準・IFRSに関する標準的なテキストでは別の考え方も紹介されている。また，新株発行と自己株式の処分の違いや，権利確定されない場合の没収について議論する。 なお，日本の会社法では労務出資が認められないため，報酬としての株式の無償交付が会社法で認められる前は，未払報酬債務の決済のために，取締役等が報酬債権を払い込む形式での現物出資により，相殺型のスキームが実務では設計されていた。このスキームは現在も見受けられる。会計基準上，現物出資のスキームについては規定されていないが，最低限言及する。
Notes	友岡賛教授退任記念号 論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20241200-0223

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

報酬としての株式の無償交付の会計

——譲渡制限付株式報酬を中心に——

名 越 洋 子

<要 約>

本稿では、株式報酬のうち、株式の無償交付を取りあげる。株式報酬の会計では、ストック・オプションと株式の無償交付とを、持分決済型として同種のものとしてとらえており、両者の会計処理が整合的であるように規定されている。本稿では、ストック・オプションとの違いに注意しながら、報酬としての株式の無償交付について、譲渡制限の解除に注目しつつ、権利確定が明らかになる前に交付する事前交付型と、明らかになった後に交付する事後交付型とに分けたうえで、特に前者の事前交付型について、払込資本の増加のタイミングについて考察する。日本基準・米国基準・国際財務報告基準（IFRS）は、この点については共通しているが、資本制度の違いからか、米国基準・IFRSに関する標準的なテキストでは別の考え方も紹介されている。また、新株発行と自己株式の処分の違いや、権利確定されない場合の没収について議論する。

なお、日本の会社法では労務出資が認められないため、報酬としての株式の無償交付が会社法で認められる前は、未払報酬債務の決済のために、取締役等が報酬債権を払い込む形式での現物出資により、相殺型のスキームが実務では設計されていた。このスキームは現在も見受けられる。会計基準上、現物出資のスキームについては規定されていないが、最低限言及する。

<キーワード>

株式の無償交付、株式報酬、譲渡制限付株式、事前交付、事後交付、権利確定、費用認識、払込資本、会計、会社法

第1節 はじめに

米国の会計基準や国際財務報告基準（IFRS）では、ストック・オプションや株式の無償交付を、持分決済型の株式報酬として一貫した処理を行うように規定されている。しかし、日本の会計基準では、ストック・オプションと株式は区別されており、処理について払込資本に含めるか否かの違いがある。ストック・オプションの行使前はあくまでもオプションであるため、払込資本が増加しないと考えられるが、行使後に株式が発行されれば、払込資本は増加する。他方、米国基準・IFRSでは、前述のように、持分決済型の株式報酬を広くとらえており、ストック・オプ

ションと株式を同じものとみているため、ストック・オプションの発行により払込資本が増加すると考えられる。

また、ストック・オプションを中心として、持分決済型の株式報酬の会計では、株式とひきかえに付与対象者が提供するサービスを企業が受け取るにしたがって、それに応じた報酬費用を認識し、費用と同額の払込資本（日本基準のようにオプション部分を払込資本と区別する場合は純資産の部として計上）が増加することとされている。

以上のような考え方は、株式の無償交付に関して、同じように適用されるのであろうか。というのは、株式が無償交付されても、すぐには売却できないシステムがある。そこでは、権利確定条件を満たせば株式が譲渡可能となるので、権利確定前は、譲渡制限付株式あるいは制限株式（restricted stock）とよばれる。無償であっても、発行された時点で払込資本が増加するとみるのであろうか。制限株式は売却以外には制限がつかないため、配当の受け取りや議決権の行使が可能となっている¹⁾。この点に関しては、ストック・オプションが譲渡不可能であっても、会計上払込資本（あるいは純資産の部）として計上するとされるので、問題はないのかもしれないが、株式発行という点に着目したい。

本稿では、まず、報酬としての株式の無償交付について、日本の会社法では、どのように位置づけられているか、特に権利確定まで譲渡制限の付く株式を中心に検討するが、権利確定後に株式発行するケースも扱う。日本基準と米国基準・IFRSの処理の比較をしながら、資本制度の違いや法律と会計の関係も議論する。その範囲内で、実務で多くみられる現物出資のスキームについても言及する。

第2節 報酬としての株式の無償交付と現物出資構成

第1項 株式の無償交付に関する会社法上の位置づけ

取締役の報酬等としての株式を無償交付する取引は、会社法により制度化された²⁾。そこでは、金銭の払込を要しないで株式を発行し、取締役等³⁾に無償交付する。しかし、会社法では労務出資が禁じられており、報酬としての無償交付については、規定を設ける必要があった。

その点を踏まえて、日本の会計基準として、実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」⁴⁾が公表された。

形式面では、株式発行には新株の発行と自己株式の処分とがある⁵⁾ので、報酬としての無償交付においても両者のケースがあり、会社法でも言及されている。さらに、権利確定条件（vesting

1) 米国では、報酬として譲渡制限付株式を交付された者が、配当を受け取ったうえで、権利確定条件を満たさなかった場合には、配当を返却する条項を付けることができるという。

2) 会社法第202条の2第1項による。上場企業が対象である。

3) 会社法第202条の2第1項第1号では、取締役の報酬等として発行される株式について、引き換えにする金銭の払込または財産の給付を要しない旨を定めることとしている。

4) 企業会計基準委員会（2021）による。

5) 会社法第202条の2第1項による。

condition) の達成が明らかになる前に交付するタイプ（事前交付型という）と、達成が明らかになった後に交付するタイプ（事後交付型という）の二種がある。

ここでいう権利確定条件とは、何を意味するのか。ストック・オプションの場合は、付与対象者がオプションの行使が可能となる資格を持つための条件を意味する。同様に、報酬として無償交付される株式においても、付与対象者の財産としての譲渡が可能となるための条件を意味する。株式の無償交付が、権利確定条件の達成が明らかになる前に行われるか、後に行われるかで、どのような違いがあるのか、日本や欧米の制度を中心にさらに詳しくみてみよう。

第2項 権利確定条件の達成を基準とする事前交付型と事後交付型

前述のように、権利確定条件の達成が明らかになる前に株式を無償交付するタイプを事前交付型とよぶ。最初に譲渡制限付株式を取締役等に無償交付し、譲渡制限が解除されるための条件の達成が明らかになった後に、制限解除で売却可能となる。欧米では、制限株式（restricted stock）と名付けられ、譲渡制限付株式報酬（restricted stock plans⁶⁾）の一種として、事前交付型はrestricted stock award とよばれている。このような譲渡制限付株式は、配当や議決権については通常の株式と同じであることがほとんどであり、米国企業の後を追うように、今では、日本企業の株式報酬の一形式として、事前交付型の譲渡制限付株式報酬が定着している。

それに対して、権利確定条件の達成が明らかになった後に株式を無償交付するタイプを事後交付型とよぶが、文字通り、条件の達成が明らかになった後に、取締役等に株式を無償交付するもので、その株式には譲渡制限は付かない。そこでは、権利確定条件の達成までは、付与対象者である取締役等に、株式引受権（restricted stock unit）がストック・オプションのように付与されるものと考えられ、株式引受権は、新株予約権（stock warrant）と同様に純資産の部に計上される。なお、日本の会計基準では、ストック・オプションの場合は新株予約権が計上され、事後交付型の株式報酬の場合は株式引受権が計上されるので、両者において科目名が異なっている。しかし、後に述べるように、事後交付型の株式報酬は、行使価格ゼロ円で設定するストック・オプション⁸⁾と実質的には同じとみることもできる。

欧米でも、事後交付型が、譲渡制限付株式報酬の一種として存在し、前述の株式引受権（restricted stock unit）が該当する。ここでいう unit が株式引受権であり、権利確定後に通常の株式が発行される。欧米では、日本での新株予約権を stock warrant とよび、報酬として用いられるストック・オプションを stock option とする。このように、事後交付型と行使価格ゼロ円のス

6) 米国では、20世紀初頭から2004年頃まで、ストック・オプションは株式報酬の主流であり続けてきた。しかし、オプションの公正価値を費用配分する会計処理が基準化されたことをきっかけに、費用計上を回避するために下火となった。その代わりに譲渡制限付株式報酬が登場し、さかんとなった。

7) 企業会計基準委員会（2021）による。

8) 日本企業では、行使価格1円の株式報酬型ストック・オプションが、おもに取締役向けに、退任後の行使を条件に設定されてきた。それとは別に、会社法第236条第3項第1号では、上場企業を対象に、取締役の報酬として無償付与される新株予約権について、行使の際に金銭の払込を要しないことが可能となった。このことは、行使価格をゼロ円とする新株予約権を報酬として付与することを意味する。この点について、中村（2021）を参照。

ストック・オプションは、実質的に同じに見えるが、欧米と日本では、両者における科目名が異なっている。

事前交付型にしる、事後交付型にしる、上で述べた権利確定条件には、少なくとも勤務条件が設定されており、一定期間の勤務が義務付けられる。取締役等の場合、少なくともその地位にいるという勤務執行に基づく条件が設定される。このような勤務条件に加えて、業績条件が設定されることもある。それは、利益や株価などの業績をポイント化した数値の達成に基づいて設定される条件であり、いわゆるインセンティブ報酬といえ、業績条件の設定を含むと思われる。なお、権利確定条件を達成したか否かの判定は、対象勤務期間について行われるため、その期間の終了時に明らかになる。

第3項 実務に多くみられる現物出資のスキーム

上で述べたように、会社法では労務出資が認められていないため、日本では、報酬として株式を無償交付することは長らく不可能であると考えられてきた。しかし、改正により、初めて金銭の払込を伴わない株式発行が可能となった。⁹⁾ この改正以前には、新株予約権や株式での報酬を付与する対象者に対して、報酬としての債権を支給すると同時に、その債権を逆に企業に払い込んでもらう形をとりつつ、対象者に新株予約権や株式を発行していた。発行企業側からみると、株式報酬の契約の際に、未払報酬債務をまずは認識し、¹⁰⁾ その未払報酬債務を決済するために、新株予約権や株式を付与するという流れになる。

このように、新株予約権や株式の付与対象者は、報酬債権を払い込むことで現物出資を行い、会社は資本の増加を認識することになる。この現物出資のスキームは、付与対象者の報酬債権と会社の未払報酬債務の消滅を株式発行により行うという意味で、相殺型とよぶことがある。

本稿の主題は、報酬としての株式の無償交付であるが、実務上、日本企業では、ストック・オプションの付与において、上で述べた現物出資のスキームによる相殺型が数多くみられていた。それにもかかわらず、株式の無償交付に関する会計基準に加えて、ストック・オプションの会計基準の設定でも、対象者には無償で付与されると想定され、¹¹⁾ 現物出資のスキームによる相殺型に関する言及はされていない。¹²⁾ しかし、いくつかの文献で議論は行われており、本稿でも、現物出資のスキームによる相殺型についてふれることにする。

第3節 事前交付型における会計問題——日本基準・米¹³⁾国基準・IFRS¹⁴⁾

まず、権利確定条件の達成が明らかになる前に無償交付される事前交付型 (restricted stock

9) 会社法第202条の2第1項による。

10) 企業会計基準委員会(2021)第50項による。

11) 企業会計基準委員会(2021)第26項によると、現物出資構成により取締役等に株式が発行される取引は法的には有償発行であるので、報酬として無償交付されるケースの会計基準は適用されないものと述べられている。

12) 秋葉(2021)、中村(2023)、山下(2023)などがある。

award) をとりあげる。先に、企業は、譲渡制限付株式を無償交付するが、対象勤務期間に権利確定条件を達成したか否かが審査され、期間中は譲渡制限が付くものの、取締役等からサービスを取得したとみる。その取得に応じて、報酬費用が計上されることができると考えることができる。つまり、対象勤務期間の経過にしたがって、報酬費用が配分され、会社法では労務出資が認められないながら譲渡制限付株式が発行されている。そのような状況で、資本の増加をどうとらえるかが問題となる。

権利確定後に譲渡制限が解除され、売却可能となる。そこでは、権利確定前の制限は譲渡に関してだけであり、議決権の行使や配当の受け取りは、権利確定前であっても、通常の株式と同じである。

第1項 株式の無償交付に新株が発行されるとき処理——会計基準に基づいて

株式を無償で交付する際に、譲渡制限はあるものの、新株発行が行われたときの処理を考える。日本基準では、無償交付の時点で発行済み株式数が増加するが、財産の増加はないという点を重視する。そこでは、無償交付時には払込資本の増加が認識されないと考えられている。¹⁵⁾

米国基準・IFRSでも、基準の原文を読む限り、株式もストック・オプションも同じ資本性金融商品とみて、無償で交付された者から、企業はサービスの提供を受けることで、報酬のコストの計上と資本性金融商品の認識をすることとしている。¹⁶⁾つまり、サービスの提供前であるため、ストック・オプションの付与 (grant) 時と株式の無償交付 (grant) 時には、まだ処理は行われないと解釈できる。

第2項 株式の無償交付時の処理に関する他の考え方——米国基準・IFRSの標準的なテキスト¹⁷⁾に基づいて

株式の無償交付に関して、他の考え方が存在する。米国基準・IFRSに関する標準的なテキストでは、制限株式 (restricted stock) の無償交付に関して、ストック・オプションとは異なる処理と考え方が説明されている。そこでは、株式が無償交付された段階で、権利確定前に、株式の公正価値に等しい未稼得報酬 (unearned compensation) あるいは繰延報酬 (deferred compensation expense) が計上され、同額の払込資本の増加が認識されるという。

前述のように、米国基準・IFRSの原文では、譲渡制限付株式報酬がストック・オプションと整合的な会計処理が行われるものとして、付与された者から企業がサービスを受けるごとに、報

13) 米国基準に関しては、ASC718 Compensation-Stock Compensationの中に制限株式による報酬に関する言及がある。特にASC718-10-20にrestricted stockの用語説明があり、ASC718-20-55-71、ASC718-10-30-17では会計方法が説明される。

14) IFRS No.2が株式報酬全般の会計基準である。

15) 企業会計基準委員会(2021)第40項による。

16) この点は後述するが、株式報酬一般の基準である。米国基準ではASC718-10-25-2Aを参照。IFRSではIFRS No.2, para.9による。

17) 米国基準のテキストは、Kieso, Weygandt, and Warfield (2022) Chapter 15による。IFRSのテキストは、Kieso, Weygandt, and Warfield (2020) Chapter 16による。

酬費用が認識され、それとともに同額の払込資本が計上されるはずである。¹⁸⁾しかし、上記のテキストでは、資本増加のタイミングが米国基準・IFRSの原文とは異なり、付与時に公正価値分を認識するとするのである。

この点について、米国基準・IFRSの原文では、企業は、制限株式を付与された者により履行されるサービスを受け取るにつれて、報酬費用ないしコストを認識すると説明されたうえで、払込資本の増加の認識は、それに付随して行われるものとしてとらえられている。つまり、会計基準では、報酬費用の認識のタイミングをサービスの受け取りに合わせるという説明がされているのであり、払込資本の増加のタイミングもそれに合わせることは、はっきりとは説明されていないように思える。

上に挙げた米国基準・IFRSに関する標準的なテキストでは、払込資本の増加のタイミングを実際の会計基準よりも早めており、譲渡制限があり権利が確定していない状態であっても、株式が発行された時点で、資本の増加を認識するということになる。

さらに、そのテキストでは、無償交付時に計上された、株式の公正価値に等しい、未稼得報酬あるいは繰延報酬は、履行されるべきであるが履行されていないサービスを示すので、前払費用のような資産には決して該当しないことが強調され、資本控除として扱われるとしている。この資本控除としての貸借対照表上の扱いは、自己株式の取得に類似するという。

欧米では、米国基準・IFRSの存在にもかかわらず、国ごとあるいは州ごとに資本制度に違いがみられ、分配可能限度額の規制も多様である。この点を配慮して、資本増加のタイミングに多様な考え方を認めているようである。¹⁹⁾ただ、資本増加のタイミングが異なっても、会計基準と上記テキストとでは、費用配分のパターンに違いはない。以下では、株式の無償交付後を考えるが、この点についても考察したい。

第3項 株式の無償交付が新株の発行により行われた後の処理——会計基準と米国基準・IFRSの標準的なテキストとの比較

続いて、株式の無償交付後はどのように処理されるのであろうか。前項で説明したように、日本基準・米国基準・IFRSでは、無償交付時に処理は行われないが、権利確定条件の達成までの対象勤務期間にわたって、時の経過に従い、企業は、付与対象者からサービスの提供を受けるものとして、交付された株式の公正価値を報酬費用として配分し、同額を払込資本の増加として認識することとしている。²⁰⁾具体的には、交付された株式の公正価値のうち、経過した対象勤務期間に相当する分が費用計上される。結果的に、権利確定条件の達成が明らかになった時点で、株式の公正価値に等しくなるように、報酬費用が計上され、同額の払込資本の増加が認識されるので、事実上労務出資を認めている。前述のように、会計基準では、サービスの提供に応じて報酬費用

18) 米国基準ではASC10-25-2Aで株式報酬一般の基準が設定されているが、事前交付型の会計処理の説明は718-20-55-71から73にかけて、Example 8として紹介される。IFRSはIFRS No.2, para.9による。

19) この点については、秋葉(2021)第8章p.126で言及されている。

20) 日本基準は、企業会計基準委員会(2021)第5項、第6項、第39項、第40項による。米国基準は、ASC718-10-25-2A及び718-20-55-71から73にかけてのExample 8による。IFRSはIFRS No.2, para.9による。

を認識することが説明されるが、同額で払込資本の増加を認識することは付随的に行われるようである。

その意味で、上記テキストで説明のあった、株式の公正価値を、無償交付時に、未稼得報酬あるいは繰延報酬と、払込資本の両方に計上したうえで、権利確定期間にわたって報酬費用として配分する処理は、費用面では会計基準と変わらない。このように、資本増加についても、タイミングと金額が異なるものの、結果的に権利確定時に計上される金額は変わらない。

第4項 自己株式が処分されて無償交付に用いられる場合——会計基準に従って

以上は、譲渡制限付株式の無償交付の際に新株を発行する場合の処理であったが、自己株式が処分される場合がある。日本ではこのケースが多い。自己株式の処分の場合、企業が取締役等からサービスを取得したとみて、その取得に応じて報酬費用を計上する点は、新株発行と同じである。ただ、事前交付型では、サービスの取得の前に、自己株式が処分されるものの、処分時点で現金の払込がない形である。このような処分をどのように考えるか。

株式報酬において無償で処分される自己株式について、日本の会計基準では、処分される自己株式の取得金額に等しい金額を、その他資本剰余金の減額として認識する。新株発行の場合と同様に、日本基準では、無償交付の時点²¹⁾では、財産の増加がないため費用は計上されないと考えられており、そのような処理となる。

他方、米国基準・IFRSでは自己株式の処分を新株発行と同様に考えているが、事前交付型として無償交付した際に、譲渡制限を付けて自己株式を処分しても、サービスの受け取りに応じて処分を認識するものと思われる。つまり、新株発行と同様に、自己株式を処分しても、サービスを受け取る前には処理は行われないと考えることになる。

以上みたように、日本基準・米国基準・IFRSでは、ともにサービスの受け取りに応じて費用計上し、同額を資本計上する。しかし、サービスの受け取り前に、日本の会計基準のように、自己株式の処分時に、取得金額をその他資本剰余金の減額とする処理が、米国基準・IFRSでもとられるかどうかは明らかではない。

続いて、自己株式が無償で処分された後に、対象勤務期間にわたって、費用配分される点については、日本基準も米国基準・IFRSも金額面では同じように処理される。報酬費用として認識される金額の合計は、自己株式の処分金額であり、結果的にその他資本剰余金に計上される。

日本基準では、自己株式の処分時に取得金額を減額させるが、米国基準・IFRSでは、サービスの受け取りに応じて認識される報酬費用に等しい金額が処分金額となり、その時点で取得金額との差額が資本調整される形となるであろう。

21) 企業会計基準委員会（2021）第12項による。

第5項 自己株式が処分されて無償交付に用いられる場合——米国基準・IFRSの標準的なテキストから類推して

第2項と第3項でとりあげたように、米国基準・IFRSの標準的なテキストでは、株式の無償交付時に新株が発行された場合、その時点で株式の公正価値は払込資本として認識されている。もし、自己株式が処分された場合、テキストには具体的な処理方法が紹介されないが、株式の無償交付時に、自己株式の処分金額と取得金額の差額を資本調整する処理が行われることになるであろう。処分の認識時期は、日本基準と同じである。

第6項 事前交付型において権利確定されない分の没収の扱い

権利確定条件を達成していない対象者（条件を満たさずに役職を途中で退任する、あるいは解任されるケースが考えられる）に交付された株式については、そのことが判明した時点で、企業が無償で株式を取得することになる。この無償での取得を没収（forfeiture）とよんでいる²²⁾。会計基準に従うと、無償交付の際、新株発行では株式数を記録するだけで資本の増加はないので、没収時には、自己株式の数のみの増加として処理する。日本基準では、自己株式の無償での取得は、そのように処理される。このような形で没収される分は、いったん報酬費用が認識されたが権利確定されない分となるので、費用の戻し入れを行うことにより、払込資本の増加も取り消しとなる。権利確定した分の報酬費用と払込資本のみが計上される形となる。

米国基準でも、失効について規定があり、制限株式について、権利が確定されない株式（nonvested stock）が失効を迎えた場合、売却できなくなる²³⁾。付与日に公正価値を算定する際、その段階では将来の失効の可能性は反映されないという。付与対象者が企業にサービスを提供する際に報酬費用が認識されることによって失効分が考慮される形となるため、権利確定数に反映させることになる。

他方、米国基準・IFRSの標準的なテキストによれば、同様に、権利確定条件を達成していない対象者から無償で株式を取得して消却するが、条件を満たしていない分の株式の公正価値に等しい費用がすでに認識されているので、取得した株式の公正価値の分が戻し入れられる形で自己株式が取得されることになる。権利確定されていない分は没収分であり、今まで認識された報酬費用と、費用配分する予定だった繰延報酬の残高の両方が取り消される。つまり、権利確定されない分²⁴⁾については、発行時の処理がすべて取り消されることになる。

次に、事前交付型において自己株式の処分により無償交付が行われた場合の失効について考え

22) 没収については、会社法施行規則第98条の2第2号及び第98条の4第1項第2号による。企業会計基準委員会（2021）第4項（7）（16）、第11項、第14項、第34項、第43項、第47項を参照。英語では没収と失効を同じ forfeiture とよぶ。しかし、日本基準では、ストック・オプションにおいて権利確定されたが行使されないケースに加えて、事後交付型の権利確定されない場合を「失効」とする一方、事前交付型の権利確定されない株式を無償で取得することを「没収」としており、両者を合わせて「失効等」とよぶ。

23) ASC 718-10-30-11による。

24) 米国基準のテキストについては、Kieso, Weygandt, and Warfield（2022）Chapter 15, 15-17による。IFRSのテキストについては、Kieso, Weygandt, and Warfield（2020）Chapter 16, 16-17による。

てみよう。権利が確定しないので、企業は付与対象者からサービスを受け取っていない、つまり交換取引が成立していないことになり、通常の自己株式の無償取得にはあたらないと考えられる。このような論理から、日本基準では、無償取得した分に相当する自己株式を増額し、減額したその他資本剰余金のうちの権利確定されない分（没収分）を戻し入れることになる。²⁵⁾

米国基準・IFRSのテキストでは、権利確定が明らかになる前に、自己株式の処分時の公正価値、つまり処分金額に等しい額が資本処理され、一部が報酬費用としても認識されている。対象勤務期間終了後に、権利確定されない分（没収分）を、無償で取得する。その際、没収分に相当する報酬費用を取り消すほか、費用配分されていない繰延報酬のうちの没収分に相当する分も消去することで、認識された自己株式の処分金額に相当する株式を再度自己株式として取得することになる。

新株発行と自己株式の処分に共通して、事前交付型において、権利確定されない株式報酬に関する没収が行われた場合は、会計基準では、認識された報酬費用の戻し入れを行い、増額したその他資本剰余金（払込資本）を逆に減額する。この点について、その他資本剰余金（払込資本）の増減が自由に行われるように見えるが、ストック・オプションの権利確定数の計算と同様に、権利確定分の費用の計算を通じて、権利確定されない分を取り消して調整を行っている。つまり、退任などにより権利確定条件を満たさない者の予定していた費用計上も行われなくなる。つまり、米国基準・IFRSのテキストと同様の処理である。なお、事前交付型で自己株式が処分される場合のみ、新株発行のケースとは異なり、あらかじめ、自己株式の取得の処理が行われる。

他方、米国基準・IFRSのテキストでは、没収時に、報酬費用の戻し入れに加えて、まだ費用配分されていない繰延報酬も消去されるため、発行時の処理がすべて取り消される。第2項の終わりで述べたように、この繰延報酬は、資産ではなく、自己株式の取得のように資本控除として貸借対照表上処理されるので、資本控除としての繰延報酬が没収によって消去されれば、資本に戻される形になると思われる。

第7項 現物出資構成による相殺型をどうとらえるか

前述したように、会社法の改正により、取締役等に対して報酬として株式が無償で発行可能となったが、それよりも前に、金銭報酬債権を現物出資する方法による株式報酬の手續きが整理された。²⁶⁾それを踏まえると、現物出資構成による相殺型は、まず、前払費用を資産計上したうえで払込資本が増加すると考えられている。そこでは、前払費用を資産計上するとともに、未払報酬を負債計上したのちに、前払費用に等しい報酬債権が現物出資にあてられる。会計上は、前払費用が払込資本の増加に充てられたうえで、前払報酬は、権利確定されるまで報酬費用として配分される。

25) 企業会計基準委員会（2021）第47項による。

26) 会社法と会社法施行規則において、取締役会決議について定められていた。経済産業省からは、2015年7月に「コーポレートガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」が公表され、2020年9月には「「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引」が公表された。その中で論点整理が行われた。

もし、権利確定されないゆえに没収される場合には、この処理では、没収時点での前払費用の残高が消去され、没収に伴う損失として計上される。つまり、現物出資構成の考え方に従うと、サービスの提供に応じて資本の増加を認識するわけではないので、権利確定か否かを考えずに総額を計上したうえで、没収の際の損失を計上していることになる。

米国基準・IFRSにより、現物出資構成による相殺型を処理するなら、株式報酬としての事前交付型は、そもそも付与対象者からサービスを受け取る²⁷⁾ので、債権を受け取る取引は想定されていない。その意味で、現物出資時には処理が行われないという議論がある。

第4節 事後交付型における会計問題

次に、権利確定条件の達成が明らかになった後に無償交付される事後交付型（restricted stock unit）には、どのような会計問題があるのであろうか。事後交付型は、ストック・オプションの付与のように、権利確定により報酬として株式を無償交付する取引である。つまり、事実上、行使価格ゼロ円のストック・オプションと同じとみることができる。しかし、事後交付型はオプションではなく、契約により権利確定時に株式を無償交付する義務である。その点について、ストック・オプションの考え方に合わせながら考慮することになる。

第1項 スtock・オプション会計との整合性と資本増加のタイミング

もし、事後交付型が行使価格ゼロ円のストック・オプションと同じであるとみて、ストック・オプションの会計と同じように処理するとするなら、オプション価値に相当する部分はどのように計算されるか。行使価格ゼロ円のストック・オプションとして、ストック・オプションの公正価値モデルにより計算すると、結局は株式の公正価値に等しい。

事後交付型の場合でも、権利確定条件が設定され、権利確定分²⁸⁾にのみ、株式が無償で交付される。株式を報酬として無償で交付する契約を結ぶ時に、公正価値が計算され、それが費用配分されることになる。オプションの公正価値は、オプションの有効期間、ボラティリティ、行使価格などを説明変数として計算され、会計基準では、それがストック・オプションとしての新株予約権の金額として計上される。ただ、前述のように、事後交付型は、株式を無償交付する報酬であるので、ストック・オプションとは区別される。事後交付型の株式報酬に関して、日本基準では、株式引受権という名称で、新株予約権と並んで純資産の部に計上され、株主資本以外の項目となる²⁹⁾。米国基準・IFRSでは、restricted stock unitと名付けられるが、払込資本として扱われる²⁹⁾。

事後交付型について、株式の無償交付の契約を結んだ時点で、企業は付与対象者からサービスを取得することになり、それに応じて報酬費用が認識される。取得したサービスの合計は、交付

27) 秋葉（2021）p.50による。

28) 企業会計基準委員会（2021）第15項による。

29) ASC718-20-55-61以降の Example 6 が事後交付型の設例と会計方法の説明である。特に718-20-55-71から73の処理による。ほかに ASC718-20-55-87以降の Example 11も参照。

される株式の公正価値に等しく、それが費用配分されると考えるのである。上で述べたように、権利確定条件が達成されるまで株式は発行されない。他方、権利確定時点までにわたり、費用配分される。その点で、事後交付型はストック・オプションと整合する。結果的に、会計基準では、権利確定時に計上される株式引受権の金額は、付与時の株式の公正価値の確定分に等しい。

権利確定した場合には、その分の株式引受権がそのまま株式に振り替わる。新株発行の場合、株式引受権として計上した金額のうちの権利確定分が、資本金・資本準備金に算入される。他方、自己株式の処分の場合は、自己株式の取得原価と株式引受権の簿価との差額を、その他資本剰余金の増減として処理する。株式引受権の簿価が自己株式の処分金額に該当する。

なお、米国基準・IFRSの標準的なテキストにおいても、事後交付型の株式報酬には、ストック・オプション会計との整合性が求められており、ストック・オプションと事後交付型が同じように³⁰⁾処理される。事後交付型では、実際に株式が無償で交付される前に、米国基準・IFRSでも、株式引受権に相当する restricted stock unit が認識され、資本が増加することになるが、株主資本の中の移動として処理される。

第2項 事後交付型において権利確定されない分（失効分）の処理

事前交付型では、権利確定されない分を没収することになるが、失効とは区別されていた。他方、事後交付型では、権利確定されない分について、失効 (forfeiture) として位置づけられている。日本基準では、事後交付型において、権利確定されない分は報酬費用の戻し入れを行うとともに、株式引受権を減額する。これは失効に伴う戻し入れ益ではないが、費用の取り消しであり、損益計算において、戻し入れ益の認識と変わりはない。株主資本以外の項目として純資産の部に計上された株式引受権のうち、権利確定されないものは、その分減らされるのである。

日本のストック・オプション基準でも、権利確定されたストック・オプション数に合わせて新株予約権を認識するので、権利確定されない新株予約権を調整のために減額することと整合する。なお、事後交付型では、権利確定されれば株式が無償で交付される契約であるため、オプションで想定されるような権利確定後に株式が発行されないケースは存在しないものとする。米国基準・IFRSのストック・オプションの会計基準においても、権利確定されない分については、費用を戻し入れたうえで、ストック・オプションとして計上された払込資本を消去している。

米国基準・IFRSでの事後交付型では、権利確定されない分について、費用を戻し入れて、株式引受権に相当する払込資本を減額するので、ストック・オプションの権利確定数の計算と同じ³¹⁾処理が行われている。

30) 事後交付型の会計については、米国基準のテキストである Kieso, Weygandt, and Warfield (2022) Chapter 15, 15-17及び15-18の Example 15.11に言及がある。

31) ASC718-20-55-65によれば、事後交付型において権利確定されない分の報酬費用は取り消される (reverse) という。いったん認識された報酬費用が取り消されるとなると、株式引受権である restricted stock unit も取り消される。この点は、米国基準のテキストである Kieso, Weygandt, and Warfield (2022) Chapter 15, 15-18の Example 15.12の処理に一致する。

第3項 現物出資構成による相殺型をどうとらえるか

事後交付型について、現物出資構成による相殺型の場合には、そのスキームの導入時に、付与対象者に報酬債権を付与することを決議するときには、株式を交付しないし、権利確定前であるので交付義務もない。したがって、会計処理はしないと考えられる。

しかし、権利確定条件の達成後には、付与対象者に報酬債権が付与され、それが現物出資として払い込まれて株式が発行されるとみることができる。この報酬債権は、権利確定期間のサービスの提供に対応する形で事後的に付与されるということになる。そこで、権利確定期間において、費用と対応する負債（引当金等）を計上することとする処理も考えられた。³²⁾ 権利確定すれば、企業には株式の交付義務がある。負債であるとすれば、債権の金額は、付与日の株価ではなく、権利確定期間末の株価で測定しなおすことになり、費用も負債も測定しなおす。もし権利不確定なら戻し入れることになる。

第5節 おわりに

本稿では、付与対象者である取締役等への報酬としての株式の無償交付について、事前交付型と事後交付型とに分けて議論してきた。前者が譲渡制限付株式報酬であり、議論の中心となった。権利確定前の制限株式の状態が払込資本であるかについて問題提起したが、没収や現物出資のスキームについてもふれてきた。日本の会社法では労務出資が認められていないので、現物出資スキームで報酬システムを設計することが実務では見受けられる。

米国基準・IFRSでは、株式関連報酬として一貫した処理が行われることとしているが、標準的なテキストでの処理を紹介したように、事前交付型と事後交付型とでは異なる考え方が適用されることもある。この点については、事前交付型における払込資本の増加のタイミングが費用認識に合わせることになるのか、また、未稼得報酬あるいは繰延報酬を計上する意味があるかなど、問題提起にとどめているので、資本制度など法律との関係を中心に、今後の課題としたい。また、現物出資による相殺型についての会計は、会計基準上想定されていないが、実務上、現物出資のスキームが今後も必要なのかは明らかではないため、会社法との関係も考察したい。

謝辞

友岡 賛先生には、博士学位論文の主査をご担当いただき、厳しくも大変ありがたいコメントを多数いただきました。慶應義塾大学卒業後に他大学の大学院に進学した私に、励ましの言葉をかけていただき、うれしかったです。今回、原稿執筆の機会を与えていただき、このご縁に感謝申し上げます。

参 考 文 献

FASB, ASC718: *Compensation—Stock Compensation*.
IASB, IFRS No.2: *Share-Based Payment*.

32) この点については、企業会計基準委員会（2021）第50項にも指摘があった。

Kieso, D.E., J.J. Weygandt, and T.D. Warfield, *Intermediate Accounting IFRS Edition 4th Edition*, John Wiley & Sons, Inc., 2020.

Kieso, D.E., J.J. Weygandt, and T.D. Warfield, *Intermediate Accounting 18th Edition*, John Wiley & Sons, Inc., 2022.

秋葉賢一『報酬にみる会計問題』日本公認会計士協会出版局 2021年7月

企業会計基準委員会 実務対応報告第41号：取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い 2021年1月

中村慎二「金融商品取引法における発行価額に関する再考察——株式の無償交付等における「公正な評価額」の考え方——」『Disclosure & IR』（ディスクロージャー & IR 総合研究所）第18号 pp.18-29 2021年8月

中村慎二『株式報酬制度の設計と課題——リストラクテッド・ストック&業績条件付ストック・オプションの活用』中央経済社 2023年8月

名越洋子『負債と資本の会計学——新株予約権・複合金融商品・ストック・オプションの検討』中央経済社 2018年3月

山下克之「実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」について」『追手門経営論集』（追手門学院大学）第28巻第1号 pp.71-90 2022年6月

山下克之「「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」に関して」『経済科学』（名古屋大学）第70巻第3号 pp.33-44 2023年3月

山田純平「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引について」『経済研究』（明治学院大学）第163号 pp.63-70 2022年

[明治大学]